

令和 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	白色申告	一連番号
納税地	電話() -	通算グループ整理番号	通算親法人整理番号	法人区分	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	整理番号	事業年度(至)
法人名		同非区分	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	特別徴収	非中小法人	申告年月日	申告区分
法人番号		特同族会社			同族会社	同族会社	通信日付印	確認
代表者		非同族会社			非同族会社	非同族会社	序指定	局指定
代表者住所							指導等	区分
							年月日	申告区分
							法人税	中間
							期限	修正
							地方	法人税
							中間	期限
							修正	

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の防衛特別法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 適用額明細書提出の有無 (有) (無)
 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

		十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1					この申告書による還付金額	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	16			
	法人税額 (77) + (78) + (79)	2				外国税額 (別表六(二)「23」)		17				
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3				計 (16) + (17)		18				
	税額控除超過額相当額の加算額	4				控除した金額 (12)		19				
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」) + (別表三(二)の二)「25」 + (別表三(三)「20」)	5			0	0		控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20			
	同上に対する税額 (91) + (92) + (93)	6				この申告による還付金額		21				
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7			0	0		所得税額等の還付金額 (20)	22			
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8				中間納付額 (14) - (13)		23				
	法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9				欠損金の繰戻しによる還付請求税額		24				
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の「7」) + (別表十七(三)の「3」)	10				計 (21) + (22) + (23)		25				
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11				この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (86)		26			0	0
	控除税額 ((9) - (10) - (11))と(18)のうち少ない金額	12				欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計) + (別表七(三)「9」) 若しくは「2」又は別表七(四)「10」		27				
	差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13				翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七(一)「5」の合計)		28				
	中間申告分の法人税額	14			0	0		この申告による還付金額	41			
	差引確定/中間申告の場合はその法人税額 (13) - (14) の場合は(22)へ記入	15				外国税額の還付金額 (96)		42				
課税標準法人税額 (2) - (3) + (4) + (6) + (9)の(外) - (別表六(二)「付表六」の計) + (別表六(二)「付表六」の計) + (別表七(一)「8」) + (別表七(三)の「6」) + (別表七(三)の「4」)のうち少ない金額	28				中間納付額 (39) - (38)	43						
課税標準法人税額 (8)	29				計 (41) + (42)	44			0	0		
課税標準法人税額 (28) + (29)	30			0	0	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額						
地方法人税額 (82)	31				剰余金の最							
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14」の計)	32				後の分配又は引渡しの日							
課税留保金額に係る地方法人税額 (83)	33				令和 年 月 日							
所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	34				令和 年 月 日							
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の「7」) + (別表十七(三)の「3」) + (別表十七(三)の「4」)のうち少ない金額	35				決算確定の日							
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	36				銀行 本店・支店 郵便局名等							
外国税額の控除額 ((34) - (35) - (36))と(94)のうち少ない金額	37				金庫・組合 出張所 預金							
差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38				農協・漁協 本所・支所							
中間申告分の地方法人税額	39			0	0	ゆうちょ銀行の貯金記号番号						
差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額 (38) - (39) の場合は(42)へ記入	40				口座番号							
					ゆうちょ銀行の貯金記号番号							

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分(三枚中一枚目)……令八・四・一以後終了事業年度等分

別表一次葉一へ続きます



別表一次葉一へ続きます

税理士名

事業年度等	：	：	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表一次葉二（三枚中三枚目） 令八・四・一以後終了事業年度等分

法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	74	000	(74)の15%、17%又は19%相当額	77			
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	75	000	(75)の22%相当額	78			
その他の所得金額 (1)-(74)-(75)	76	000	(76)の19%又は23.2%相当額	79			
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額 (28)	80	000	(80)の10.3%相当額	82			
課税留保金額に対する法人税額 (29)	81	000	(81)の10.3%相当額	83			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	法人税額	84	地方 この 地方 方法 人 税 額 の 計 算	確定地方法人税額	87	00
		還付金額	外		還付金額	88	
			外		欠損金の繰戻しによる還付金額	89	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15)-(84)若しくは(15)+(85)又は(85)-(24)	86		00	この申告により納付すべき地方法人税額 (40)-(87)若しくは(40)+(88)+(89)又は((88)-(43))+((89)-(43)の外書))	
土地譲渡税額の内訳							
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	91	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)	93	00		
同上 (別表三(二)「26」)	92	0					
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算							
外国税額 (別表六(二)「56」)	94		控除しきれなかった金額 (94)-(95)	96			
控除した金額 (37)	95						